

香取市統計調査員会会則

第1条 この会は、香取市統計調査員会という。

第2条 この会は、事務所を香取市役所内に置く。

第3条 この会は、香取市統計調査員及び香取市統計職員等(以下「会員」という。)をもって組織する。

第4条 この会は、統計事務の刷新改善及び統計知識の普及向上並びに会員の親睦を図ることを目的とする。

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統計に関する研究会、講習会及び視察
- (2) 優良会員の表彰
- (3) 会員の慶弔
- (4) その他必要と認める事項

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 顧問 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 書記 若干名

第7条 役員を選任は、次に定めるところによる。

- (1) 顧問には、市長を充てる。
- (2) 会長及び副会長は、理事の互選による。
- (3) 理事は、調査員の互選による者及び統計職員等の職にあるものを充てる。
- (4) 監事及び書記は、会長が任命する。

第8条 役員任期は、2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 顧問は、この会の重要な事項について会長の諮問に応え、総会又は理事会に出席して、意見を述べることができる。

2 会長は、この会を代表し、会務を総理し、並びに総会及び理事会を招集して、その議長となる。

- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、これを代理する。
- 4 理事は、この会の運営について審議する。
- 5 監事は、この会の会計及び業務を監査し並びにその意見を総会に報告し並びに理事会に出席して、意見を述べることができる。
- 6 書記は、会長の命を受けて、庶務に従事する。

第10条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、必要あるときは臨時に開くことができる。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

第11条 総会は、次のことを決議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 歳入歳出予算を定め、決算を承認すること。
- (3) 会則を変更すること。
- (4) その他重要な事項

第12条 理事会は、次のことを決議する。

- (1) 総会に付すべき議案を定めること。
- (2) 会務執行に関し、必要な規程等を定めること。
- (3) その他、会長が必要と認めたこと。

第13条 総会及び理事会は、半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否が同数のときは、議長が裁決する。

第14条 この会の会費は、会員1人あたり年額600円として、5ヵ年分農林業センサスまたは国勢調査実施年に納付する。

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第16条 この会の事務執行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 従前の佐原市統計調査員会会則は、廃止する。

附 則

この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 8 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 2 年 3 月 2 3 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 3 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 5 年 6 月 7 日から施行する。